

令和8・9年度 工事請負登録説明書

神戸市工事請負競争入札参加資格審査申請（追加申請）について

神戸市行財政局契約監理課
神戸市水道局経営企画課
神戸市交通局経営企画課

1 入札参加資格と申請方法の概要

(1) 入札参加資格

ア 入札参加資格の種類

「令和8・9年度 神戸市工事請負競争入札参加資格」（以下「入札参加資格」という。）は、令和8・9年度に神戸市が締結する工事請負契約の一般競争入札・指名競争入札に参加できる資格です。

※この追加申請は、令和8・9年度において入札参加資格の認定を受けていない事業者が、新たに入札参加資格の認定を希望する場合に行う申請です。よって、令和8年4月1日付けで入札参加資格の認定を受けている事業者が登録希望業種の変更などで追加申請をすることはできません。

※物品等契約（物品購入・物品賃借・製造請負・その他請負（工事請負を除く。建設コンサルタント等業務を含む。）・不用物品売却）に係る入札に参加しようとする事業者は神戸市物品等競争入札参加資格申請が必要です。

詳細はホームページにてご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/89nyusatsusankashikaku.html>

※神戸市の各課等が発注する委託契約等の見積合わせ・プロポーザル等における資格として本入札参加資格を求める場合があります。

イ 入札参加資格の認定

入札参加資格があると認定した場合は、**別表1に定める認定日**付けで「入札参加資格認定通知書」を申請者（受任者をおく場合は受任者）に送付します。

ウ 入札参加資格の有効期間

本申請に基づく入札参加資格は、認定日から令和10年3月31日まで（以下、「登録期間」という。）有効です。

※各申請期間内に申請を行った場合でも、すべての不備が補完しない場合は、別表1に示す資格始期での認定はできません。

※不備の状態で申請から3か月を経過したもの（但し、最長で追加申請の最終の申請期限まで）については、申請書類を無効とします。

エ 等級格付について

登録業種（29業種＝4ページ参照）のうち「土木一般」「建築一般」「電気一般」「管一般」「造園一般」「舗装」の各業種（以下「格付業種」という。）については、格付業種ごとに工事の施工能力等に基づいて等級を格付けし、「入札参加資格認定通知書」において通知します。ただし、地元・準地元業者以外の業者については、格付を行いません。

- ・地 元 業 者：本店を市内に有する者
- ・準地元業者：上記以外の者のうち、営業中の支店・営業所を市内に有する者（別掲「営業中の支店・営業所について（準地元業者について）」参照。

オ 競争入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格認定者に関する基本事項（商号、所在地、受任者事業所名、地域区分及び登録業種等）及び等級格付の結果等については、ホームページ等において公表します。

カ 入札参加資格の範囲

神戸市では、市長部局をはじめ、水道局・交通局・外郭団体（契約監理課で入札を行うものに限る）が発注する工事についても、入札参加資格申請を統一しています。したがって、この申請以外に他部局への入札参加資格審査申請は必要ありません。

(2) 資格要件

ア 神戸市契約規則第3条第1項、神戸市水道局契約規程第3条第1項及び神戸市交通局契約規程第3条第1項に該当する者でないこと。

イ 神戸市契約規則第3条第2項、神戸市水道局契約規程第3条第2項及び神戸市交通局契約規程第3条第2項に基づき入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ **基準日**の前日までに、その営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。

エ 基準日の前日までに、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

オ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

カ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。

キ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

ク 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」、「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」、「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

ケ 申請内容に虚偽の記載がないこと。

※基準日とは、別表1に定める各申請期間の初日とします。

(3) 申請方法

神戸市スマート申請システム：e-KOBE(以下「e-KOBE」という。)で受付します。

※初めてe-KOBEをご利用になる場合は、利用者登録を行い、ID・パスワードを取得してください。既に取得済の場合は、お持ちのID・パスワードでログインしてください。

※GビズIDをご登録済の場合は、お持ちのGビズID情報で、e-KOBEへログイン可能です。

申請に必要な書類（別掲「必要書類一覧」参照）は、複合機でスキャン等してPDFファイル化したデータをe-KOBEよりアップロードし提出してください。e-KOBEでは、申請控えとして「入札参加資格審査申請書」等が出力されるので、適宜保管してください。

ア. スキャン等してPDFファイル化する際の注意事項

1) 1つの書類は1つのPDFファイルとなるようにスキャン

1つの書類は1つのPDFファイルとなるようにスキャンすること。(1ページごとや表裏を別々のファイルにしないこと)。

2) 可能な限り低解像度でスキャン

e-KOBEでは、提出データの1ファイルのサイズが10MBまでの制限があるため、書類は文字が判読できる範囲(使用印鑑届については印影が読み取れる範囲)を保ちつつ、可能な限り低解像度(概ね300dpi程度)に設定してスキャンすること

3) 白黒コピーした書類を白黒スキャン

カラースキャンは行わず白黒モードでスキャンすること。登記簿等は原本をスキャンするとデータサイズが大きくなるため、必要に応じて一旦白黒コピーしたものを白黒モードでスキャンすること。

4) 添付ファイル名を変更する

スキャンしたファイルの名称は、申請画面の最終頁の「書類提出(電子データ提出)の各書類欄に明示するファイル名に変更すること。

イ. 1ファイルのサイズが10MBを超える場合の対応

登記簿等、数十ページに及ぶ書類のスキャンデータのファイルサイズが10MBを超えて提出ができない場合、サイズが大きい書類の添付欄に、本市が指定するダミーファイル(別掲)を添付して申請を完了させてください。申請受付後、本市から、「大容量ファイル交換サービス」を案内するご連絡を、申請者のE-mailアドレスに送りますので、その指示に従って、サイズが大きくe-KOBE上で添付できなかった書類データを提出してください。

ウ. 申請後に誤りに気付いた場合

e-KOBEで申請した内容を修正する場合は、一旦申請を『取下げ』して、改めて申請してください。改めて申請される時期によっては、**別表1**に示す資格始期での認定はできない可能性があります。

(4) 申請期間

別表1のとおり。申請は、原則として、e-KOBEへ必要事項を入力し、必要書類をスキャンしたPDFファイルをアップロードすることで申請を完了します。

(各申請期間必着。電子データは24時間申請可。ただし追加申請初日(令和8年6月11日)は午前9時から、**最終日(令和9年10月10日)は午後8時まで**)

※電子データ送信後、申込番号が表示されます(併せて、受信完了のEメールも送信されます)。申込番号等が表示されていなければ、送信は完了していません。申請が受付期間までに完了していなければ、今回の申請では一切受付できませんので十分ご留意願います。

●問い合わせ先

ご不明な点がある場合は、お問い合わせの前に、まずは「よくあるお問い合わせ(質疑応答集)」等をご覧ください。

「よくあるお問い合わせ(質疑応答集)」等で解決しない場合は、以下までお問い合わせください。

【工事請負契約に関すること】

TEL 078-322-5147 神戸市役所契約監理課 工事契約担当

受付時間 8:45～12:00、13:00～17:30（土日祝、年末年始を除く。）

2 注意事項

(1) 「登録業種」について

神戸市では、申請に必要な条件や申請内容を明確にするため「登録業種」（29業種）及び業種を細分化した「工種・工法」（183工種）を定めております（別掲「工種・工法一覧表（令和8年4月1日）」参照）。

申請にあたっては、「登録業種」29業種の中から5業種以内を選択してください。それぞれの「登録業種」について、必要な建設業許可の種類及び内容は以下のとおりです。必要な建設業許可の欄に複数の許可業種がある場合は、そのいずれか1業種の建設業許可があれば、その登録業種に登録できることを示します。（ただし、必要な建設業の許可は工事案件ごとに定めるので、登録業種としていても当該案件の入札に参加できるとは限りません。）。

※登録期間中における「登録業種」について、変更・追加はできませんので、ご注意ください。

〔登録業種一覧表〕 ※ は、格付業種（等級格付の対象となる登録業種）です。

	登録業種	必要な建設業許可 (略号)		登録業種	必要な建設業許可 (略号)
1	土木一般	土	16	造園一般	園
2	港湾土木	土・と	17	石	石
3	土木専門・とび・土工	土・と・鋼・建・防	18	タイル・れんが・ブロック	タ
4	解体	解	19	鋼構造物	鋼・筋・板
5	法面処理	土・と・防	20	舗装	舗
6	橋梁	土・と・鋼・防	21	しゅんせつ	しゅ
7	管更生	土・と・管・塗・防	22	塗装	塗
8	交通安全施設	と	23	防水	防
9	運動施設	土・園・舗・と・鋼・建	24	機械器具設置	電・鋼・機
10	建築一般	建・大・左・屋・ガ・内・具	25	熱絶縁	絶
11	※建築専門	※令和6・7年度より建築一般に統合	26	電気通信	通
12	電気一般	電	27	さく井	井
13	電気専門	電	28	水道施設	水
14	管一般	管	29	消防施設	消
15	管専門	管・機	30	清掃施設	清

※上表の建設業許可「略号」の内容

略号	許可の名称	略号	許可の名称	略号	許可の名称	略号	許可の名称
土	土木工事業	管	管工事業	塗	塗装工事業	具	建具工事業
建	建築工事業	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	防	防水工事業	水	水道施設工事業
大	大土工事業	鋼	鋼構造物工事業	内	内装仕上工事業	消	消防施設工事業
左	左官工事業	筋	鉄筋工事業	機	機械器具設置工事業	清	清掃施設工事業
と	とび・土工事業	舗	舗装工事業	絶	熱絶縁工事業	解	解体工事業
石	石工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	通	電気通信工事業		
屋	屋根工事業	板	板金工事業	園	造園工事業		
電	電気工事業	ガ	ガラス工事業	井	さく井工事業		

※上表の登録業種の内容

土木一般	「港湾土木」「土木専門・とび・土工」「法面処理」「橋梁」を除く一般的な土木業者が施工する類の工事。 土地造成・河川・道路・管渠推進・トンネルなど
港湾土木	港湾関係に特有な分野の業者が施工する類の工事。 海洋埋立・ケーソン製作据付・防舷材設置など ※作業船の所有(備船契約を含む)が必須条件です。
土木専門・とび・土工	「法面処理」「橋梁」「管更生」を除く、専門的な分野の土木業者が施工する類の工事。 鉄道・ネットフェンス・コンクリートクラック補修など
解体	工作物の解体を行う工事 土木一式工事、建築一式工事に該当しない工作物の解体など
法面処理	専門的な分野の土木業者が施工する類の工事。 植生・落石防止など
橋梁	橋梁関係に特有な分野の業者が施工する類の工事。 コンクリート橋・PC 橋・鋼橋の補修・耐震補強など
管更生	上下水道の管更生を施工する類、または漏水防止を施工する類の工事。 下水道ライニング・漏水補修など
交通安全施設	道路付属施設等の交通安全施設に特有な分野の業者が施工する類の工事。 防護柵(ガードレール等)、遮音壁、道路標識など
運動施設	専門的な分野の運動施設業者が施工する類の工事。 テニスコート、競技トラック等の特殊舗装、人工芝貼付、遊器具設置・グラウンド舗装等
建築一般	建築業者が施工する類の工事。 鉄筋コンクリート造建築一式・鉄骨造建築一式・建築物の解体・左官・ガラス・建具など
※建築専門	※令和6・7年度より建築一般に統合
電気一般	「電気専門」を除く一般的な電気業者が施工する類の工事。 建築物の電気設備一式など
電気専門	専門的な分野の電気業者が施工する類の工事。 交通信号・電気計装・自家発電・特別高圧受変電など
管一般	「管専門」を除く一般的な管業者が施工する類の工事。 建築物の給排水設備一式・空調設備一式など
管専門	専門的な分野の管業者が施工する類の工事。 ボイラー・冷凍冷蔵・浄化槽・上下水処理場内配管・高圧ガス配管など
造園一般	一般的な造園業者が施工する類の工事。 公園整備など
石	石業者が施工する類の工事。
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック業者が施工する類の工事。 築炉・火葬炉など
鋼構造物	鋼構造物業者が施工する類の工事。 水門・鋼管・鋼製タンク・鉄柵など
舗装	舗装業者が施工する類の工事。 アスファルト舗装など
しゅんせつ	しゅんせつ業者が施工する類の工事。
塗装	塗装業者が施工する類の工事。 鋼構造物塗装・区画線など
防水	主として防水業者が施工する類の工事。
機械器具設置	機械器具設置業者が施工する類の工事。 エレベータ・ジェットファン・土木工事を含まない上下水道設備など
熱絶縁	熱絶縁業者が施工する類の工事。

電気通信	電気通信業者が施工する類の工事。 放送設備・テレビ共同受信設備・監視制御設備・光ケーブルなど
さく井	さく井業者が施工する類の工事。
水道施設	水道施設業者が施工する類の工事。 土木工事と設備工事が一体となった上下水道施設・農業集落排水施設など
消防施設	消防施設業者が施工する類の工事。火災報知機・消火設備など
清掃施設	清掃施設業者が施工する類の工事。 土木工事と設備工事が一体となった焼却施設・管理型処分場など

(2) 経営事項審査について

上記1(2)オの通り、経営事項審査を受審していることは入札参加資格審査申請の必須要件です。

「経営事項審査結果通知書（別表1の基準日において有効なもの）」の写しを提出してください。現在受審中により提出できない場合は、「経営事項審査結果通知書」を待って申請してください。

一度提出された経営事項審査結果通知書は、原則として差し替え等を認めません。なお、格付業種を登録業種として希望する場合は、当該業種に該当する建設工事の種類「総合評定値」が必要となります。

※「総合評定値」が無い格付業種の格付は行いません。

また、入札参加資格の認定後においても、毎年「経営事項審査」を受審してください。万一、有効な「経営事項審査結果通知書」が発行されていることが確認できない場合は、建設業法施行令第45条に規定する額以上の建設工事を請け負うことができませんのでご注意ください。更新された「経営事項審査結果通知書」を契約監理課にご提出いただく必要はありません。

【経営事項審査の問い合わせ】（建設業法上の主たる営業所が神戸市内にある場合）

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所建設業課（兵庫県西神戸市庁舎内）

Tel (078)737-2195

(3) 社会保険等の加入について

上記1(2)キの通り、社会保険等の加入は入札参加資格審査申請の必須要件です。（ただし、法令の規定により適用を除外されている者を除く。）

社会保険の加入状況は原則、経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認します。経営事項審査結果通知書において、社会保険等の加入が確認できない場合は、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」及び「雇用保険適用事業所設置届」等により確認しますので、その写しをご提出ください。（別添「社会保険等の加入確認書類について」参照のこと）

なお、本市では契約監理課が契約手続を行う建設工事において、社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む）とすることを原則禁止としておりますのでご注意ください。（水道局、交通局においても同様の取組みを行っています。）

(4) 地元優先発注について

業者選定にあたっては、市内経済の底上げ等の観点から、原則として地元業者を選定します。ただし、地元業者では技術的に施工困難な場合や競争性が確保できない場合については、参加対象を準地元業者・その他地域の業者へと拡大することがあります。

また、下請施工を必要とする工事につきましても、できる限り地元業者を下請負業者とするよう配慮していただくとともに、施工に必要な各種の建設資材・建設機械等についても、できるだけ地元業

者から購入等いただくようお願いします。

(5) 入札について

神戸市が締結する工事請負契約のうち、契約監理課において執行する工事請負契約の入札では、原則として全ての案件について電子入札を実施しています。

電子入札に参加するには、電子証明書（ICカード）の取得及び兵庫県電子入札共同運営システム（以下「**電子入札システム**」という。）上での利用者登録が別途必要となります。ICカードが取得できていない場合は、原則として入札に参加できません。ICカードの取得については、電子入札システムをご確認ください。ICカードの発行手続や発行までに要する期間については、発行手続を行う認証局によって異なりますので各認証局にご確認ください。

なお、利用者登録には入札参加資格認定通知書に記載しているID及びパスワードが必要です。

※各認証局の問い合わせ先は以下のページをご覧ください。

<https://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html>

(6) 変更届（申請後、申請内容に変更があったとき）※登録希望業種は除く

申請内容に変更が生じた場合は「変更届」を提出してください。

変更届の様式は、以下ホームページからダウンロード可能です。

届け出が必要な変更内容、必要な添付書類については、ホームページでご確認ください。

●神戸市ホームページ 入札参加資格登録事項の変更届

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/henkoutodokeyyou.html>

※「代表者」（受任者をおいている場合は「受任者」）に変更がある場合は、電子入札に参加する際のICカードを新たに入手していただく必要があります。変更届提出後、新たなICカードを利用者登録するまで電子入札システムにログインできませんのでご注意ください。

(7) 「暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約」について

神戸市では、神戸市が行うすべての契約等から暴力団等を排除しています。

暴力団関係者が実質的に経営に関与していることが分かった場合は市関係部局（外郭団体含む）での情報の共有や各要綱により措置対象者氏名等の公表をすることがあります。

あわせて、適正な労働条件の確保を目的として、労働関係法令の遵守についても誓約いただきます。

(8) 「地方税に関する誓約 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾」について

神戸市の競争入札に参加するためには、納期限が到来している地方税に未納の税額がないことが必要です。

この要件を確認するために、「地方税に関する誓約 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾」（以下「承諾」という。）に同意していただき、調査のうえで入札参加資格を認定いたします。また、資格が有効な期間中にもこの「承諾」に基づいて調査をし、入札参加資格を確認することがあります。そのため、神戸市税を課税されていない方も含め、すべての方にこの「承諾」に同意していただく必要がありますので、ご注意ください。なお、今回同意していただく「承諾」の有効期限は、令和10年3月31日までとなっております。

ア 資格認定時の調査

承諾に基づいて、次のとおりの調査をいたします。この調査の結果、神戸市税に未納の税額があった場合は、神戸市の入札参加資格を認定できませんので、十分ご注意ください。

●調査対象範囲 … 神戸市税（税目は以下のとおり）に関する納付又は納入状況及び申告状況

- ・ 市民税(*) ・ 固定資産税 ・ 都市計画税 ・ 軽自動車税
- ・ 特別土地保有税 ・ 事業所税 ・ 入湯税 ・ 市たばこ税

(*) 法人市民税、市民税普通徴収分、市民税特別徴収分をすべて含みます。「市民税特別徴収分」とは、従業員に給与を支払う者が、本来従業員が納付すべき市民税を毎月その給与から差し引いて納めるものです。事業所が神戸市内にない場合でも、神戸市内に居住している従業員がいれば、神戸市に納めていただいています。

イ 資格有効期間中の調査

神戸市の入札参加資格を認定された方については、その資格の有効期間のいずれかの時点で、その時点以前までに納期限が到来している神戸市税（税目は上記ア資格認定時と同じ）に関する納付又は納入状況及び申告状況について、調査をすることがあります。

この調査の結果、対象となる神戸市税に未納の税額があり、催告・督促等をしてもお納付していただかなかった場合は、神戸市の入札参加資格を取り消すことがありますので、十分ご注意ください。

入札参加資格の申請期間及び有効期間

申請期間	基準日	入札参加資格の有効期間	
		資格始期(認定日)	資格終期
令和8年6月11日から令和8年7月10日まで	令和8年6月11日	令和8年9月1日	令和10年3月31日
令和8年7月11日から令和8年8月10日まで	令和8年7月11日	令和8年10月1日	
令和8年8月11日から令和8年9月10日まで	令和8年8月11日	令和8年11月1日	
令和8年9月11日から令和8年10月10日まで	令和8年9月11日	令和8年12月1日	
令和8年10月11日から令和8年11月10日まで	令和8年10月11日	令和9年1月1日	
令和8年11月11日から令和8年12月10日まで	令和8年11月11日	令和9年2月1日	
令和8年12月11日から令和9年1月10日まで	令和8年12月11日	令和9年3月1日	
令和9年1月11日から令和9年2月10日まで	令和9年1月11日	令和9年4月1日	
令和9年2月11日から令和9年3月10日まで	令和9年2月11日	令和9年5月1日	
令和9年3月11日から令和9年4月10日まで	令和9年3月11日	令和9年6月1日	
令和9年4月11日から令和9年5月10日まで	令和9年4月11日	令和9年7月1日	
令和9年5月11日から令和9年6月10日まで	令和9年5月11日	令和9年8月1日	
令和9年6月11日から令和9年7月10日まで	令和9年6月11日	令和9年9月1日	
令和9年7月11日から令和9年8月10日まで	令和9年7月11日	令和9年10月1日	
令和9年8月11日から令和9年9月10日まで	令和9年8月11日	令和9年11月1日	
令和9年9月11日から令和9年10月10日まで	令和9年9月11日	令和9年12月1日	

(注1) 申請は、電子申請システムによるデータ及び必要書類データの両方が揃った時点で受付となります。

(注2) 各申請期間内に申請の受付を行った場合でも、不備等で審査できない場合は上表に示した資格始期に認定できません。

◆◆◆ 所管課 ◆◆◆

神戸市行財政局契約監理課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ホームページアドレス <https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/index.html>